

## 第9章 さいたま市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

### 1 基本的事項

#### (1) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地域の温室効果ガスの実質的な排出削減に積極的に寄与するため、市自らの事務事業における温室効果ガスの排出削減に向けて更に取組を推進することを目的に策定するものです。

市役所は行政機関として様々な事務事業を行う行政の主体としての役割の他、市内でも大規模な温室効果ガス排出事業者としての性格を併せ持っています。

従って、市自らが市内の事業者の一員として、率先して温室効果ガスの削減に取り組むことが重要です。また、市が率先して実行することにより、市民や事業者にも地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組を求めていきます。そのため、本市を取り巻く社会経済状況の変化や気候変動を始めとする環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対応していくとともに、国等の目標を踏まえ、計画の改定を行うことで、更なる取組の強化を図ります。

#### (2) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、市が行う全ての事務事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

◆市の庁舎、市の所有する施設（指定管理者制度の施設を含む）、市が借り受けている施設等で、市の組織が使用しているもの（当該施設のうち、市の組織の専有部分に限る。）を対象とします。

◆市の温室効果ガスの削減等に関する取組への協力を要請します。

- 市所有の庁舎、施設等に常駐する事業者及び各種団体
- 市の公共工事を請け負う事業者
- 市からの補助金等の交付を受けて実施するイベント等の主催者

本計画ではエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の特定事業者に該当する「市長部局」、「教育委員会」、「水道局」ごとに目標を定めます。廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出についても、本計画では対象とします。

表 9 事業者ごとの主な対象施設

事業者	主な施設対象
市長部局	庁舎（本庁舎及び区役所等）、保育園、コミュニティセンター、市立病院、保健衛生施設（斎場・霊園、保健所等）、福祉施設（高齢福祉施設、障害者福祉施設等）、ごみ焼却施設、消防施設 等
教育委員会	市立学校、生涯学習施設（公民館、図書館、青少年宇宙科学館、博物館等）、給食センター 等
水道局	水道局庁舎、配水場、営業所 等

### (3)対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた7種類のガスです。このうち、本計画で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、三ふっ化窒素（ $\text{NF}_3$ ）を除く6種類のガスとなっています。ただし、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（ $\text{SF}_6$ ）、については、市の事務事業において排出される可能性が極めて低いため、本計画では、これらを除く4種類のガスを算定対象とします。なお、残る2種類のガスについては、排出の実態が把握された場合には、随時算定するものとします。

〈算定対象とする4種類のガス〉

- 二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）
- メタン（ $\text{CH}_4$ ）
- 一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）
- ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

#### (4) 温室効果ガス総排出量の算定方法

温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、ガス別温室効果ガス排出量にガス別地球温暖化係数を乗じることにより算出しています。

活動量（燃料使用量や自動車の走行量など）ごとのガス別温室効果ガス排出量は、活動量にガス別排出係数を乗じることにより算出します。なお、二酸化炭素排出量については、排出係数が炭素換算値として与えられているため、44/12を乗じ、二酸化炭素換算値への補正を行っています。

排出係数及び地球温暖化係数は、「地球温暖化対策推進法施行令」に基づくものとし、電力と都市ガス熱の使用に伴う排出量は、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて算定します。

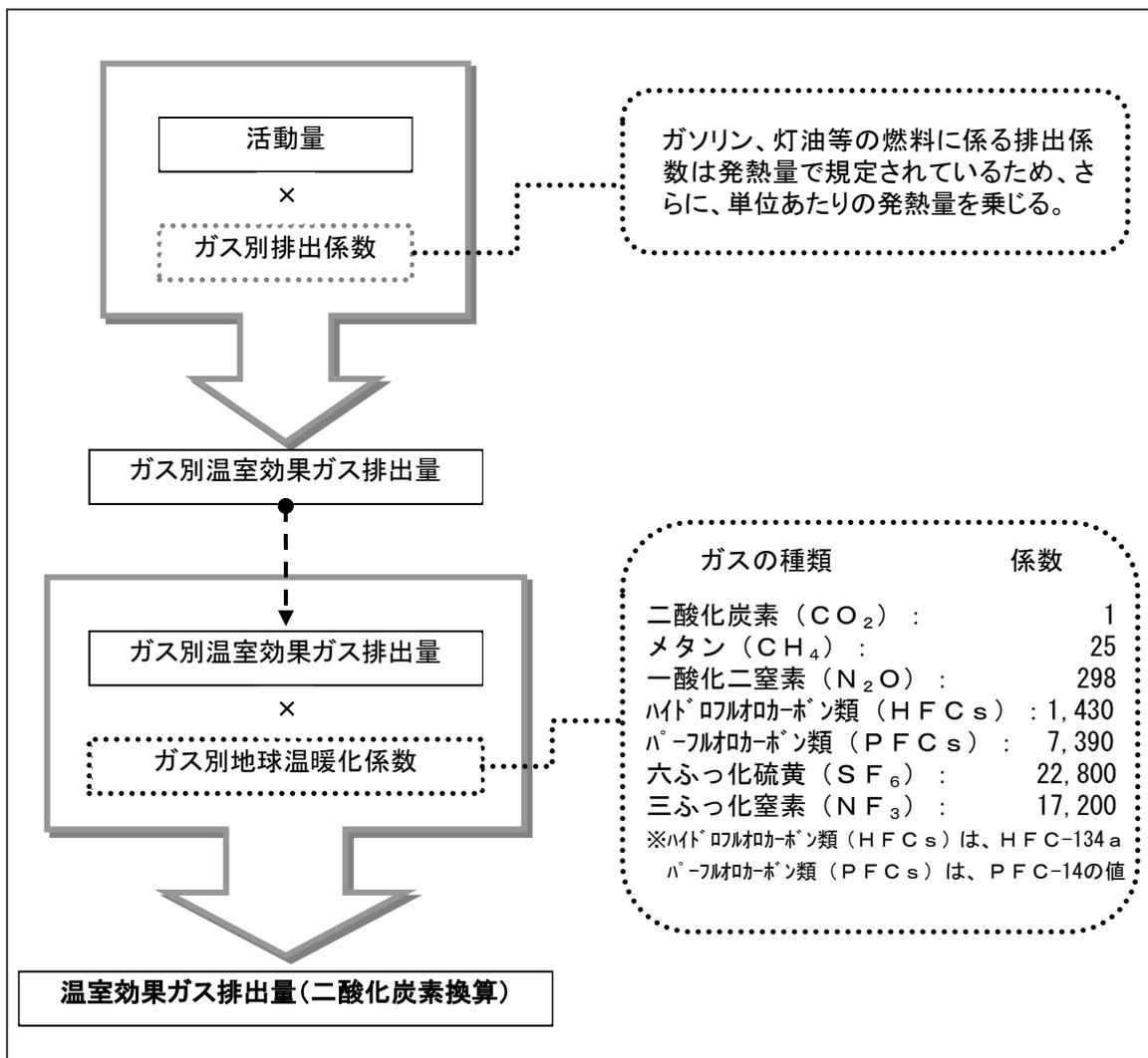


図 56 温室効果ガス排出量の算定方法

## 2 温室効果ガス総排出量の削減目標

### (1) 目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減目標数値の設定に当たっては、職員一人ひとりによる温室効果ガスの削減のための日常行動の定着に加え、公共施設における照明・空調等設備の運用改善の徹底や再生可能エネルギー設備の導入、LED照明をはじめとする高効率機器の導入による効果を見込み、区域施策編と整合を図って削減目標を定めます。

また、国では、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）において、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で、50%削減することを目標としています。

### (2) 目標

#### ① 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量の削減目標については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の目標を踏まえて、本市の事務事業における温室効果ガス総排出量の削減目標は「2030年度までに2013年度比で51%以上」とします。

2030年度 温室効果ガス総排出量削減目標

2013年度比 51%以上

※廃棄物起源の温室効果ガス排出量、ごみ焼却施設で発電した電力の地産地消による削減量を含む削減目標

#### ② エネルギー起源二酸化炭素の削減目標

廃棄物起源の温室効果ガス排出量を含まないエネルギー起源二酸化炭素の削減目標については、温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するために「2030年度までに2013年度比で80%以上」とします。

2030年度 二酸化炭素排出量削減目標

2013年度比 80%以上

※ごみ焼却施設で発電した電力の地産地消による削減量を含む削減目標

本計画は、国・埼玉県の温暖化対策や省エネ法などの法令・条例と一体的な対策を講じることで、取組の実効性を高めます。そのため省エネ法において特定事業者として報告義務のある「市長部局」「教育委員会」「水道局」それぞれに目標を設定し、着実に取組を推進します。

表 10 令和12（2030）年度温室効果ガス排出量削減目標基準年度比

区分		削減目標（基準年度比）	
		温室効果ガス	エネルギー起源二酸化炭素
市役所全体		51%削減	80%削減
事業者別	市長部局	42%削減	73%削減
	教育委員会		84%削減
	水道局		100%削減

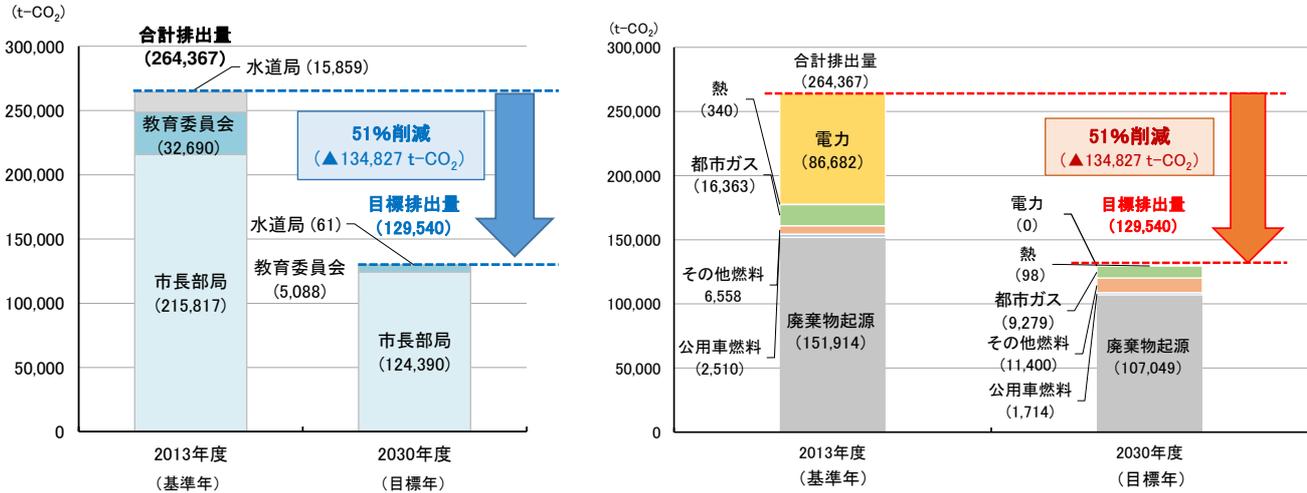


図 57 令和12（2030）年度温室効果ガス排出量削減目標

◆令和12（2030）年度温室効果ガス排出量削減目標（市役所全体）

	2013年度 （基準年度）	2023年度 （最新年度）	2030年度 （目標年度）	削減量 （最新年度比）	削減率 （基準年度比）
市役所 全体	264,367 t-CO <sub>2</sub>	294,879 t-CO <sub>2</sub>	129,540 t-CO <sub>2</sub>	165,339 t-CO <sub>2</sub>	51%

表 11 令和12（2030）年度温室効果ガス排出量削減見込量

削減対策	削減見込量(t-CO <sub>2</sub> )
再エネ設備の導入及び再エネ電力の調達	73,252
建築物の省エネルギー化	6,082
省エネルギー設備の導入	4,771
徹底的なエネルギー管理の実施	646
電動車の導入	319
施設の統廃合	214
廃棄物焼却量の削減対策等	80,055
削減見込量 合計	165,339

※1 ごみ焼却量の削減は、区域施策編の目標値より算出しています。

### 3 目標達成に向けた取組及びその目標

#### (1)重点推進施策

第6章の「2 施策の体系」に掲げている施策の体系の内、市の事務事業への影響が大きい以下の施策を事務事業編における重点推進施策として設定します。

重点推進施策	関連する区域施策編の施策の柱及び施策の方向
① 市役所業務における省エネルギーの取組推進	1 省エネルギー化の推進
② 公共施設の省エネルギー化の推進	1-3 市役所における省エネルギー化の推進
③ 市有施設における再生可能エネルギー等の利用の推進	2 持続可能なエネルギー政策の推進 2-1 再生可能エネルギー等の利用拡大
④ エネルギーの地産地消の推進	2 持続可能なエネルギー政策の推進 2-2 電力の地産地消の構築と自立・分散型エネルギーシステムの推進
⑤ 廃棄物の循環利用の推進及び計画的な施設の整備・更新	4 循環型社会の形成 4-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

#### (2)再エネ電力調達方針

本市の事務事業における二酸化炭素排出量の割合は、廃棄物起源二酸化炭素と電気の使用に伴う二酸化炭素が多くを占めている状況であることから、公共施設に供給される電気を再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）に切り替えていくことは目標達成に向けた効果的な手法です。全庁的な調達ルールとして、令和12（2030）年度までに公共施設の60%以上を再エネ電力にするための「再エネ電力調達方針」を策定することにより、組織的な再エネ電力調達を促進するとともに、他自治体との都市間連携等により、公共施設への再生可能エネルギーの導入を図っていくことで、「電気使用に伴うCO<sub>2</sub>排出実質0」の実現を目指します。なお、本方針は「電気の供給を受ける契約」における環境配慮契約の実施を踏まえた内容となっています。

##### ① 環境配慮契約

##### ア 環境配慮契約の基本的事項

電気の供給を受ける契約方式の基本的な考え方は以下のとおりとします。

①	温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（ <b>二酸化炭素排出係数</b> ）の低い小売電気事業者との契約に努めるよう配慮する。
②	温室効果ガス排出削減の観点から、 <b>二酸化炭素排出係数等による裾切り</b> 方式を採用する。
③	裾切り方式において、二酸化炭素排出係数の上限値（以下「排出係数しきい値」という。）を設定し、 <b>二酸化炭素排出係数が排出係数しきい値以上である小売電気事業者からの調達を原則として行わない</b> 。
④	環境への負荷の低減に関する小売電気事業者の取組状況（未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況）並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示状況を考慮する。

⑤	公正な競争の確保の観点も踏まえ、裾切り要件の設定に当たっては原則複数の小売電気事業者の参入が可能であることを確保する。
⑥	<b>仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記する。</b>
⑦	契約期間中の契約電力、再生可能エネルギー電気、予定使用電力量等を確実にかつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約するよう配慮する。
⑧	再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努める。
⑨	小売電気事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する。
⑩	裾切り要件については毎年度見直しを検討することとし、排出係数しきい値については適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度）で原則引き下げることをとする。

**イ 環境配慮契約の対象**

以下に該当するものを除き、本市が競争入札により電力を調達する際に適用します。

- ・電力の地産地消を目的とする場合
- ・市長が特に認めた場合

**② リバースオークション**

競り下げ方式により、条件を満たした小売電気事業者が一定期間内に繰り返し入札を行い、再エネ電力の最低価格を提示する小売電気事業者と契約する方式のことを指します。

本市では、令和6（2024）年度から公共施設でのリバースオークションによる再エネ電力の調達を実施しています。

**■公共施設の再エネ電力調達率 目標指標**

指標	実績		目標	
	計画策定時点	最新年度	令和7年度	令和12年度
再エネ電力の調達率	－ (平成30年度)	17.6% (令和5年度)	20% (令和6年度)	55% (令和11年度)

### (3)重点推進施策における具体的な取組及び目標

#### ① 市役所業務における省エネルギーの取組推進

##### ア 市役所職員の率先行動

電気・ガスなどの使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、水道使用量の削減、一般廃棄物排出量の削減等の内容を中心に市職員の率先行動を促す「エコでスマートなライフスタイルの推進」キャンペーンを実施します。

##### イ グリーン購入の推進

「さいたま市グリーン購入推進基本方針」及び「さいたま市グリーン購入調達方針」に基づき、環境への負荷が少ない物品の優先的な調達を推進します。また、電力、公用車等の調達、庁舎の維持・修繕等においてグリーン購入を率先して取り組むとともに、環境配慮契約を推進します。

##### ウ 環境施設の自主的取組の推進

市の環境施設において、「さいたま市環境局施設部環境方針」に基づき、環境マネジメントを継続的に改善します。また、再生可能エネルギーを始めとする低炭素電力の調達を推進します。

##### エ 節電、電力需給対策の推進

「エコでスマートなライフスタイルの推進」キャンペーンによる市役所職員の日常的な節電に加え、夏季・冬季の電力需給対策において、国や関係機関からの節電への協力要請があった場合には関係各課に協力依頼を行うなど積極的に対応します。

#### ■市役所業務における省エネルギーの取組推進 目標指標

指標	実績		目標	
	計画策定時点	最新年度	令和7年度	令和12年度
事務事業における 温室効果ガス総排出量 (対平成25年度比)	+14.2% (平成30年度)	+11.5% (令和5年度)	▲0% (令和6年度)	▲36% (令和11年度)

## ② 公共施設の省エネルギー化の推進

### ア 環境配慮型公共施設の整備促進

「さいたま市環境配慮型公共施設整備方針」に基づき、修繕・改修時における省エネ診断等の実施により費用対効果の高い再エネ設備や省エネ設備等の導入を推進します。

### イ ライフサイクルCO<sub>2</sub>を意識した施設整備の推進

「さいたま市環境配慮型公共施設整備方針」に基づく事前協議により、太陽光発電設備等の導入やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化（ZEB Ready以上）の検討など、環境に配慮した公共施設の整備を推進します。また、令和13（2031）年度を目途に移転することが決定している「さいたま市役所本庁舎」や今後整備を予定している「中央区役所周辺の公共施設群」など新規公共建築物については、ZEB化（ZEB Ready以上）を目指していくとともに、他の既存公共建築物についても、中規模修繕等の時期や費用等を勘案しながらZEB化（ZEB Ready以上）を目指していきます。

### ウ 公共施設等のLED化の推進

「さいたま市環境配慮型公共施設整備方針」に基づく、施設修繕のタイミングに合わせたLED照明の導入や、本市が設置する街路灯、グラウンドの夜間照明のLED化等の実施により公共施設等のLED化を推進します。また、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入が令和9(2027)年度までに段階的に廃止されることから、部局横断的に連携し、LED化を推進します。

### エ 公用車への電動車の率先導入

特別な用途の車両等を除き、電気自動車やハイブリッド自動車等の電動車を公用車へ率先導入します。

#### ■ 公共施設の省エネルギー化の推進 目標指標

指標	実績		目標	
	計画策定時点	最新年度	令和7年度	令和12年度
公共施設のLED化率 <sup>※1</sup> (ハコモノ施設)	－ (令和元年度)	55% (令和6年度)	67%	100%
街路灯LED化率 (公衆街路灯、道路灯)	87% (令和元年度)	97% (令和6年度)	94%	100%

※1 施設内照明の概ね90%以上がLED化された施設です。

### ③ 市有施設における再生可能エネルギー等の利用の推進

#### ア PPA・リース手法を用いた再生可能エネルギー設備の導入促進

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等を活用した、初期費用の発生しないPPA・リース手法による太陽光発電設備設置を推進します。

#### イ 再生可能エネルギー設備の維持管理

学校、公民館を始めとする公共施設に設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備について、長期間使用できるよう適切な維持管理を行います。また、将来的な入替を踏まえた廃棄費用の積み立てなど、安定して再生可能エネルギーの導入ができるよう検討を行います。

#### ウ 公共施設における低炭素電力の調達

新たに「再エネ電力調達方針」を策定し、電力の供給を受ける契約に関する環境配慮契約及び公共施設の再生可能エネルギーによる電力調達を推進します。また、「再エネ100宣言 RE Action」参加団体を始めとする、国や自治体、企業、団体と連携を図り、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた情報発信等を行います。

#### エ 都市間連携による再生可能エネルギーの導入促進等

東日本連携都市を中心とした再エネ電力の提供が可能な自治体の調査、導入に向けた具体的な制度設計の検討を行います。

#### オ 更なるエネルギー活用等の調査・検討

ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた公共施設への導入検討、二酸化炭素を回収し、貯留・有効利用するCCSやCCUSの導入検討など、新たな技術を活用した脱炭素化について調査・検討を行います。

#### ■市有施設における再生可能エネルギー等の利用の推進 目標指標

指標	実績		目標	
	計画策定時点	最新年度	令和7年度	令和12年度
ハコモノ施設における太陽光発電設備の設置率	－ (令和元年度)	53% (令和6年度)	55%	63%

④ エネルギーの地産地消の推進

ア 公共施設への太陽光発電設備等の導入推進

「さいたま市環境配慮型公共施設整備方針」に基づき、公共施設の新設・改築時に環境局との事前協議を実施することで、太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を積極的に進めます。また、既存施設については費用対効果等を考慮し、改修等のタイミングに合わせて太陽光発電設備や蓄電設備等の導入を検討します。

イ ごみ焼却余熱の有効利用の推進

桜環境センターで発生したごみ焼却余熱について、隣接する余熱体験施設での活用を引続き行います。また、令和7(2025)年度に供用開始した見沼環境センターにおいても、発生したごみ焼却余熱を隣接する健康増進施設である「ゆーぱる ひざこ」で活用しており、今後のごみ焼却余熱の有効利用を推進していきます。

ウ ごみ焼却施設で発電した電力の地産地消の推進

クリーンセンター大崎及び令和7(2025)年度に供用開始した見沼環境センターにおいて、ごみ発電で発生した電力を市内公共施設で活用するなど、エネルギーの地産地消を推進していきます。

■エネルギーの地産地消の推進 目標指標

指標	実績		目標	
	計画策定時点	最新年度	令和7年度	令和12年度
公共施設への再生可能エネルギー等の導入 (電力の地産地消)	— (令和元年度)	処理施設再編に伴う導入 検討・拡大 (令和6年度)	エネルギーマネジメントシステム機器等設置に向けた調整	公共施設・市域への導入拡大 【電力の地産地消を確立】
清掃センターが発電する電力により脱炭素化する市内公共施設数	0施設 (令和元年度)	6施設 (令和6年度)	89施設	270施設

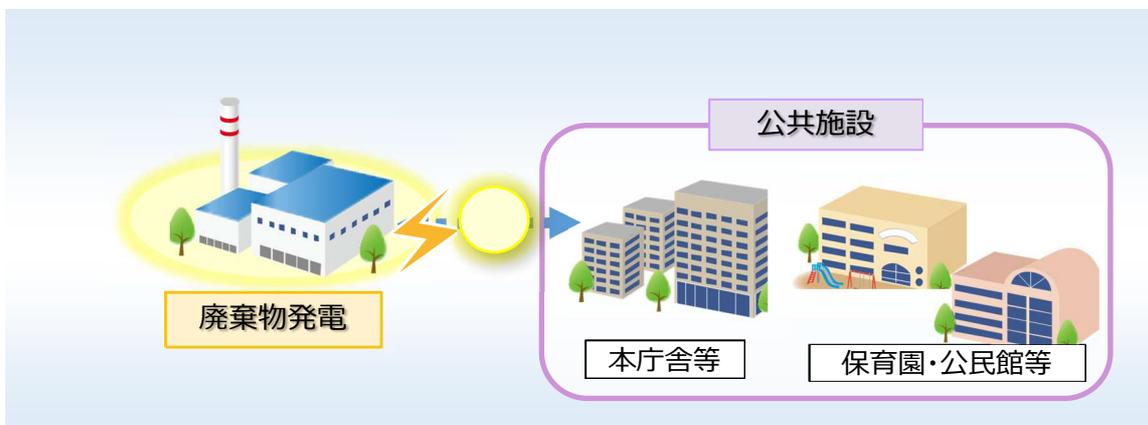


図 58 ごみ焼却施設で発電した電力の地産地消イメージ

## ⑤ 廃棄物の循環利用の推進及び計画的な施設の整備・更新

### ア 計画的な廃棄物の循環利用の推進

「プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用廃棄物（製品プラスチック）の両方」の分別収集・資源化に向けた検討を実施します。

### イ 計画的な施設の整備・更新

現行のごみ処理施設4施設のうち、「東部環境センター」、「西部環境センター」は供用開始後30年以上経過していることを踏まえ、令和7（2025）年度に「見沼環境センター」を供用開始し、4ブロック3施設体制を構築します。また、延命化を目的とした「クリーンセンター大崎」の基幹的設備改良工事も進めていきます。

#### ■重点推進施策 目標指標

指標	実績		目標	
	計画策定時点	最新年度	令和7年度	令和12年度
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	518g (令和元年度)	463g (令和6年度)	467g	456g (令和9年度)

## 4 さいたま市環境配慮型公共施設整備方針

### (1)環境配慮型公共施設整備方針とは

市役所の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、省エネ型の設備や建築設計を導入するとともに再生可能エネルギーを積極的に導入することで、公共施設のライフサイクルCO<sub>2</sub>を減らす必要があります。そのため、平成26（2014）年3月に「さいたま市環境配慮型公共施設指針」（以下「本指針」という。）を策定し、公共施設の新築、改修や設備等の更新に当たっては、共通の判断基準のもと、全庁的に省エネ型の公共施設の整備を推進してきました。今般、本計画を改定するにあたり、本指針を「さいたま市環境配慮型公共施設整備方針」（以下「本方針」という。）として実行計画（事務事業編）と一体にすることで、更なる温暖化対策の推進を実施するものです。

本計画では令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で温室効果ガス総排出量を51%以上削減するという目標を定めています。この目標を達成するために、施設への設備導入に当たっての「設備等の導入可否を判断するツール」として本方針を定め、施設の新築、改修や設備等の更新時に、各施設の所管が共通の考え方に基づき、環境に配慮した公共施設の整備に取り組みます。

### (2)環境配慮型公共施設整備方針の位置付け

本方針は、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で定めた目標を達成するための施策として位置付けます。また、公共施設の整備は、「さいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプラン」に基づき全庁的な取組として推進していくこととし、同計画に基づく具体的な計画時には、本方針を踏まえた施設整備を行うものとします。

### (3)環境配慮型公共施設整備方針の活用方法

本方針は、公共施設の新築・改修や設備更新の時点で施設の所管が設備等の導入可否を判断するツールとして定めたものです。そのため、施設の改修等の検討段階において、各施設担当者は本方針を踏まえ、事前協議や省エネ診断を実施することにより対策の具体化を進め、設備等の導入に向けた概算要求を実施します。

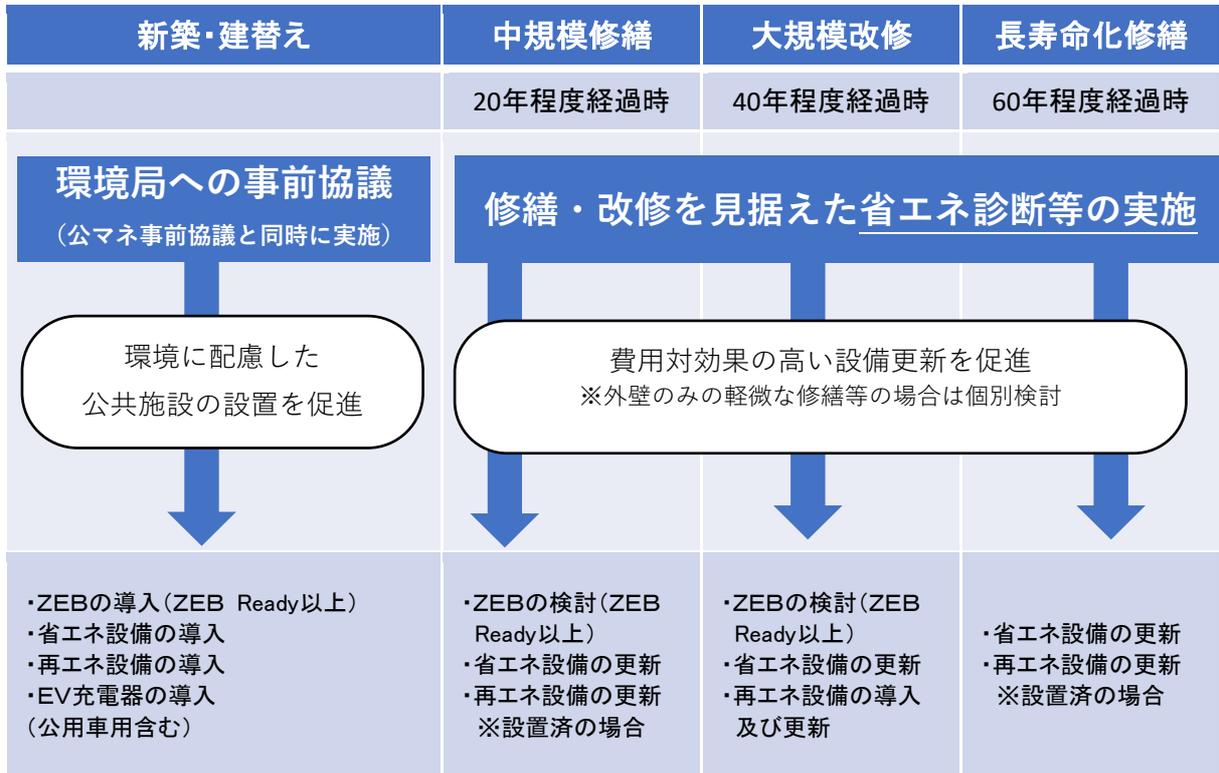


図 59 環境配慮型公共施設整備方針の全体像

#### (4)新築・建替え時の事前協議

施設のライフサイクルを意識した費用対効果の高い設備更新を促進するため、令和6（2024）年度以降、施設の新設、建替え等を行う場合、環境局への事前協議が必要となります。事前協議については原則として財政局の公共施設整備事前協議制度と合同で実施します。また、新設や建替えを行わない施設についても、必要に応じ、事前協議を行うものとしします。なお、再エネ設備（太陽光発電設備等）の設置及びZEB（ZEB Ready以上）の導入は原則必須となります。再エネ設備（太陽光発電設備等）や省エネ設備（LED照明等）の導入計画、ZEBの検討状況等について確認を行います。認証についても積極的に取得します。

##### 【事前協議の内容】

事項	備考
ZEBの導入に関する検討状況	ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4区分のうち、ZEB Ready以上を前提に検討してください。一室のみ消費エネルギーが膨大などZEB Ready以上の導入が困難であることが明らかである場合は、その一室を抜きZEB Ready相当以上とするなど検討し、それでも難しい場合は、ZEB Orientedの導入を検討してください。
省エネ設備の設置等に関する検討状況	照明のLED化や自動制御、高効率空調設備、高断熱材、断熱窓、コージェネレーションシステム等の導入など、施設のエネルギー使用の削減につながる設備の設置等について検討してください。
省エネルギー型の建築設計に関する検討状況	外皮断熱、日射遮蔽、自然採光、自然換気など、施設のエネルギー使用の削減につながる建築設計について検討してください。
再エネ設備の設置等に関する検討状況	原則として太陽光発電設備の設置が必要です。太陽光発電設備の設置が困難な場合は他の再エネ設備（地中熱、太陽熱等）についても幅広く検討してください。
EV（電気自動車）用充電器の導入に関する検討状況	公用車への電動車の導入及び公共施設における充電設備整備方針を参照してください。
その他の事項	施設の緑化等、その他脱炭素に関する取組予定について検討してください。

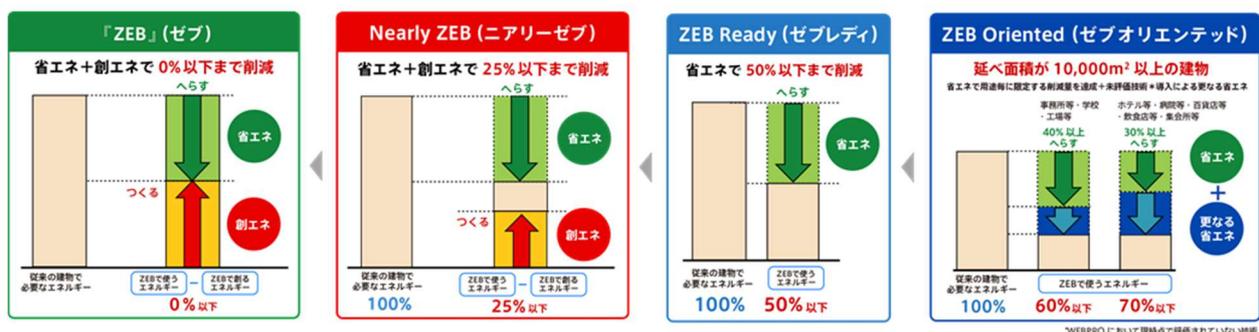


図 60 ZEBの区分

### (5) 修繕・改修時の省エネ診断等の実施

令和6（2024）年度以降、環境局の指定する施設については、原則として修繕・改修等の基本設計が行われる前年度に環境局において省エネ診断（省エネルギー診断）を実施します。省エネ診断を実施することで、設備導入の費用対効果が明らかとなるため、費用対効果の高い設備を積極的に導入することが可能となります。省エネ診断を実施する施設については、施設の規模等に応じて決定します。

#### 【省エネ診断の目的】

省エネ診断では、設備の導入費用、導入費用の投資回収年、二酸化炭素の削減効果等を試算します。施設の所管が省エネ診断の診断結果を予算要求時の説明資料として活用することにより、施設の再エネ導入や省エネ化を促進することを目的としています。



図 61 修繕・改修時のフローチャート

## 5 公用車への電動車の導入及び公共施設における充電設備整備方針

### (1) 策定背景

市内の電動車の普及促進と温室効果ガス削減を図るため、本市の事務事業における電動車の率先的な導入とあわせて、民間事業者と連携して充電インフラを充実していくことが効果的であることから、今後の公用車への電動車の導入及び公共施設への充電設備の整備に関する基本的な方針を示します。

### (2) 電動車導入方針

- ① 「リース期間の満了による車両の入替え時」又は「法令上の制限等による自動車の買替え時(※)」は、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）を導入することとする。  
※購入した車両の車検満了に属する年度のこと。
- ② 購入した車両の入替え目安は、「初度登録から10年以上経過」又は「総走行距離10万km以上」とする。
- ③ 導入については、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車（EVモードによる走行時）のZEV(※)を優先することとし、ZEVを導入することができない場合は、ハイブリッド自動車とする。  
※ZEV（ゼロエミッションビークル）：走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車や燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車の総称
- ④ 電動車を導入できないときは、「電動車導入に関する協議書」をゼロカーボン推進戦略課に提出すること。  
※電動車以外の車両を導入する場合は、ゼロカーボン推進戦略課との協議が必要となります。
- ⑤ 導入については原則リース契約とする。
- ⑥ 電気自動車等の導入に伴う充電設備の設置・増設等については、施設所管課と調整し、必要な予算を積算した上で、ゼロカーボン推進戦略課と協議すること。なお、施設自体の新設、改修等の更新に当たっては、「さいたま市環境施設配慮型公共施設整備方針」による。

### (3) 本市の充電設備整備方針

従来本市は、平成21（2009）年から次世代自動車普及政策として①充電セーフティネットの構築、②需要創出とインセンティブの付与、③地域密着型の啓発活動を3つの基本方針として、EVを始めとした次世代自動車の普及を目的に「E-KIZUNA Project」を進めてきました。

その内のひとつである「充電セーフティネットの構築」として、本市公共施設においてEV普及に欠かせない充電設備の整備を進め、一般開放用の充電器として、急速充電器15台、普通充電器21台（令和7（2025）年4月時点）を設置しているところです。

『電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査について(令和6（2024）年5月29日公正取引委員会)』において「利用が見込めるところで自治体がEV充電器の無料開放を行うことは民業圧迫という観点から望ましくない」という認識が全国の地方公共団体に示されたところです。

EVの普及促進という政策のために安価な料金設定とすることには一定の合理性が認められる一方で、需要がある程度見込まれる場所において民間事業者がEV充電サービスを提供している場合、自治体は、採算を踏まえた上でEV充電器を設置する必要があります。

その上で令和6年度の調査では、さいたま市内のEV充電器設置状況は、国の基準（半径15km以内）を満たしており、さらに、市の設置分を除いても充足していることが判明しました。

これらのことから特に市民・事業者向けに無料化している普通充電器については、早急に見直しを行い、民事業に移行します。

急速充電器については、有料かつ一定の利用者がいることに加え、現在大部分がリース契約で令和9（2027）年度まで契約しているため、令和9（2027）年度以降から原則として新規の充電器設置は行わないものとする一方、市役所本庁舎や区役所など市民・事業者が多く集客する公共施設については、環境局と協議の上、急速充電器の設置を検討するものとします。

